

# 長野県上伊那広域水道用水企業団規約

昭和 55 年 4 月 1 日  
自治許第 421 号

改正 平成 4 年 12 月 25 日自治許第 930 号

改正 平成 19 年 5 月 8 日総行市第 86 号

改正 平成 25 年 10 月 31 日総行市第 138 号

## 第 1 章 総則

(企業団の名称)

第 1 条 この企業団は、長野県上伊那広域水道用水企業団（以下「企業団」という。）という。

(企業団を組織する地方公共団体)

第 2 条 企業団は、長野県、伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村及び宮田村（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(企業団の共同処理事務)

第 3 条 企業団は、水道用水供給事業の経営に関する事務を共同処理する。

(企業団の事務所の位置)

第 4 条 企業団の事務所は、長野県上伊那郡箕輪町に置く。

## 第 2 章 企業団の議会

(企業団の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第 5 条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は 13 人とし、構成団体の定数はそれぞれ次のとおりとする。

長野県 2 人 伊那市 3 人 駒ヶ根市 2 人

箕輪町 2 人 南箕輪村 2 人 宮田村 2 人

2 企業団議員は、構成団体ごとに各 1 人は、構成団体の長（長野県にあっては知事の指定する職にある職員）をもってあてるものとし、他の各 1 人（伊那市にあっては 2 人）は、構成団体の議会においてそれぞれ議員のなかから選挙するものとする。

3 構成団体は、その選出された企業団議員に欠員が生じたときは、すみやかに補充するものとする。

(企業団議員の任期)

第 6 条 企業団の議員の任期は、それぞれ当該構成団体の長又は議会の議員の任期による。

2 長野県知事の指定する職にある職員をもってあてる企業団の議員の任期は、前項の規定にかかわらず、当該指定された職にある間とする。

## 第 3 章 企業団の執行機関

(企業長)

第 7 条 企業団に企業長をおく。

2 企業長は、地方公営企業の経営に関し、識見を有する者のうちから、構成団体の長が共同して任命する。

3 企業長は、企業団を統轄し業務を執行管理する。

4 企業長の任期は 4 年とする。

(補助職員)

第8条 企業団に職員を置き、その定数は企業団の条例で定める。

2 前項の職員は、企業長が任免する。

(監査委員)

第9条 企業団に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから、企業長が企業団の議会の同意を得て選任する。

3 監査委員の任期は4年とする。

#### 第4章 企業団の経費

(企業団の経費の支弁の方法)

第10条 企業団の経費は、事業収入、負担金、補助金、企業債及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の負担割合は、構成団体の協議により定める。

附 則 (昭和55年4月1日自治許第421号)

1 この規約は、許可の日から施行する。

2 第7条第2項の規定により企業長が任命されるまでの間、企業長は、第7条第2項の規定にかかわらず、構成団体の長の中から互選するものとする。この場合においては、企業長の任期は、第7条第4項の規定にかかわらず当該構成団体の長の任期による。

3 構成団体の長が前項の規定により企業長となった場合においては、第5条第2項の規定にかかわらず、当該構成団体の企業団議員のうち当該構成団体の長をもって充てる者は、当該構成団体の長に代えて当該構成団体の長の指定する職にある職員をもって充てるものとする。この場合においては、当該企業団議員の任期は、当該指定された職にある間とする。

附 則 (平成4年12月25日自治許第930号)

(施行期日)

1 この規約は、許可の日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現に在職する監査委員は、その任期が終了するまでの間、この規約による改正後の長野県上伊那広域水道用水企業団規約第9条第2項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則 (平成19年5月8日総行市第86号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (平成25年10月31日総行市第138号)

この規約は、許可の日から施行する。